

定期点検の内容

- ・ポンプ、電動機、制御盤、圧力タンク、センサ類の点検
- ・運転制御の点検
- ・逆流防止装置の点検（直結給水ブースタポンプの場合）

点検の豆知識

- ・圧力タンクの封入圧力は6箇月に1回の確認が必要です

圧力タンクの空気が抜けた状態に気づかずに運転継続するとポンプの発停頻度が多くなるため、各部品への負担が大きくなり、故障の原因になります。

- ・減圧弁も点検のときには確認・調整が必要です（※減圧弁使用の場合）

加圧給水装置附属の減圧弁は一定の圧力で水を送るために必要な部品であり、設定値にずれが生じると、蛇口からの水圧に影響します。

- ・逆流防止装置は性能・機能を適正に保つために、年に1回の点検を行うことが義務付けられています

逆流防止装置は直結増圧給水ポンプユニット内に設置されています。専用の点検キットを使用し、内部弁体の状態を把握し逆流防止を確認します。

※詳細は各水道事業者の指針に従ってください。

直結給水ブースタポンプをご採用のお客様へ

直結給水ブースタポンプの故障は断水につながり、逆流が発生した場合には配水管を汚染する恐れがあります。そのため直結給水ブースタポンプ及び逆流防止装置は性能・機能を適正に保つため、条例により年1回の点検を行なう必要があります。

（※詳細は各水道事業者の指針に従ってください。）



東京都の場合

東京都給水条例 施行規程第八条の二は、一年以内ごとに一回、定期点検をおこなうことを義務付けています。

東京都給水条例 施行規程（抜粋）

（給水設備の定期点検）

第八条の二 増圧給水設備以下の給水装置の水道使用者等のうち管理責任を有する者は、当該増圧給水設備の次に掲げる機能について、一年以内ごとに一回、定期点検を行わなければならない。

一、逆流防止機能

二、運転制御機能

三、前二号に掲げるもののほか、正常な運転に必要な機能（平七水管規程一七・追

遠隔監視システム契約(オプション)



管理する人がいない建物などで、お客様に代わって、ポンプ等の機器や設備施設に JES ガード（監視装置）を設置し、電話回線を利用して、故障信号を 24 時間体制の本社遠隔監視センターに送信します。

- ※最低 3 年間の契約から承ります。
- ※発信器は契約中のお客様に貸与します。
- ※電話回線費、配線工事費、電話料はお客様のご負担となります。
- ※ 詳細は最寄の支社・支店・営業所へお問合せください。

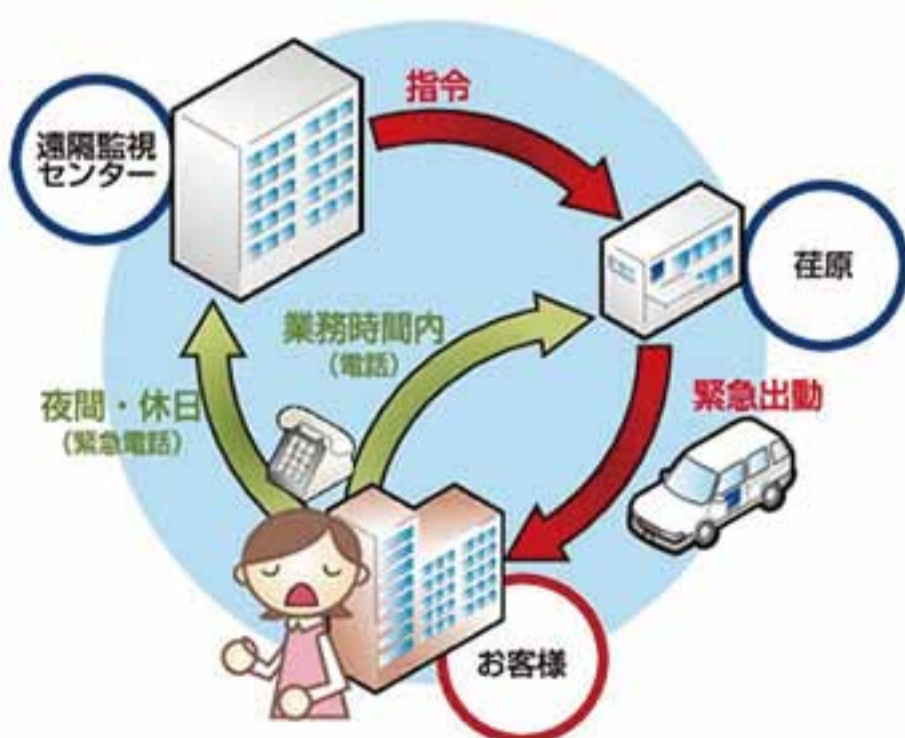
▶ 遠隔監視装置 JESガード

**お電話でのお見積りも可能です。
お気軽にお問合わせください。**

お見積りに必要な項目（※印は必須になります。）

- 現場名称
- ご連絡先（※）
- お見積りご提出先（※）
- ご使用頂いているポンプの形式（※）
- ご使用頂いているポンプの製造番号（※）
- 機器台数（※）
- 設置状況
- ご質問内容

緊急時の対応



営業時間内

最寄りの支社・支店・営業所へご連絡ください。



状況を伺い必要に応じ、当社または協力会社の技術者が現場へ出動し対応します。

営業時間外(夜間・休日)

当社遠隔監視センターへご連絡ください。
最寄りの支社・支店・営業所へお電話いただければ自動転送されます。



状況を伺い必要に応じ、当社または協力会社の技術者が現場へ出動し対応します。

あらかじめ『会員専用ダイヤル』をお伝えしますので、夜間・休日の緊急時に迷うことなくご連絡いただくことが可能です。